

## 子育て世帯臨時特例給付金支給事務について

## 1 背景

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられることに伴い、子育て世帯の影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として行うものである。

また、児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものである。

## 2 概要

## (1) 名称

子育て世帯臨時特例給付金

## (2) 実施主体

市町村(特別区を含む)

※ 公務員を含む住民に対して、市町村が一元的に支給する。

## (3) 支給対象者

基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者を対象とする。

## (4) 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童を対象とする。ただし、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者及び生活保護の被保護者等は対象外とする。

## (5) 給付額

対象児童1人につき1万円を給付する。

## (6) 申請及び支給方法

子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けようとする者は、基準日において、住民基本台帳に記録されている市区町村に対して以下の方法により申請を行うことを基本とする。なお、本市においては、申請書について、支給対象者と思われる方へ申請の受付期間開始までに送付する予定である。

ア 郵送による申請（支給対象者が、申請書を市区町村に送付。市区町村で支給決定後、指定された口座に給付金を振り込む。）

イ 窓口での申請（支給対象者が、申請書を市区町村に出向いて提出。市区町村で支給決定後、指定された口座に給付金を振り込む。）

※ 申請書を郵送又は市区町村の窓口に出向いて提出し、窓口において現金の交付による支給を受けることも可能であるが、原則は、口座への振込による支給とする。

## (7) 申請の受付期間

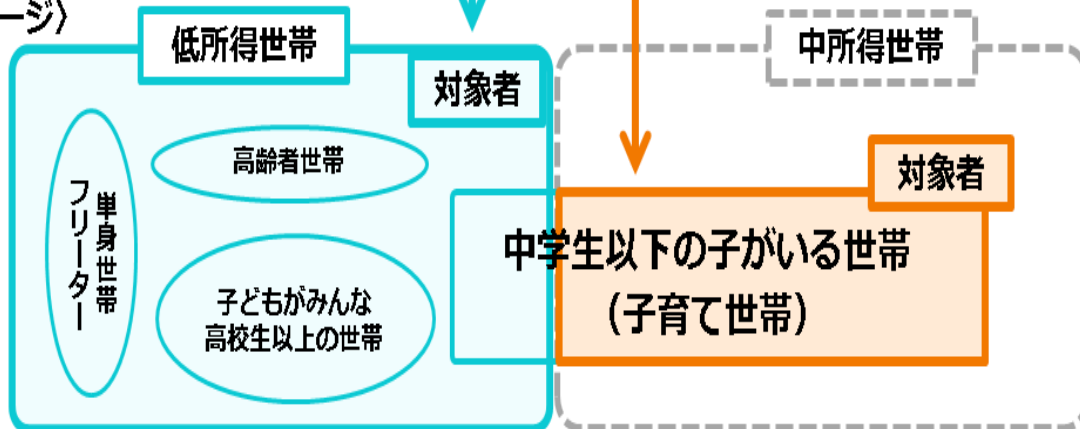
申請の受付期間は、平成26年7月1日から平成27年1月5日までとする。

# 臨時福祉 給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

〈イメージ〉



注) 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

# 子育て世帯 臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として実施します。